

# いなづま

題字 小寺寛一

発行所 函館地方電気工事協同組合

編集総務部

住所 函館市日乃出町 7 番22号

印刷所 有限会社 嶋山印刷



大野変電所

**安全!! 我が命を守るため  
無墜落昇降柱法  
を守りましょう。**

本年度、北電引込線工事土の資格制度が制定され、所定の試験、講習あるいは認定によって、当組合の関係者八七〇名余が資格を取得しました。組合では、その資格者の技術向上と安全作業の徹底を図るため、北電函館支店営業部の協力を仰ぎ、十月七日八幡町の北電資材管理所跡地において無墜落昇降柱法と引込線の新設・撤去作業の講習会を開催致しました。

工事繁忙期とあって、受講予定者五十名に対し受講申込者が二十名、当日の受講者が十二名と少なく折角の企画も水泡の感がしました。

定刻の九時三十分、大倉理事長、北電福地配電課長のあいさつについて、石屋配電課副長が昇降柱の基礎知識の講義のあと、二班に分かれて模擬電柱を使用して実技訓練に入りました。

北電配電課担当者の模範演技を見学のあと、一人一人が地上五メートルの高さまで昇降訓練を実施したが電柱に一度も昇ったことのない者も居り、下で見ている者がハラハラさせられる場面もありました。

つづいて二人一組となり、引込線工事の訓練に入り真剣な表情で昇降柱、引込線の新設・撤去作業に取り組み、約二時間三十分の講習を終りました。

つい先頃も道東において、補助ロープを使用しないで高所より墜落死亡事故が報じられて居り、無墜落昇降柱法が如何に重要かが認識されて居り、当組合でも今後この訓練を繰り返えし実施致します。墜落事故の絶無を期するため、全員が受講することを切に望みます。

## 役員会だより

- 第四回役員会** 四・七・二〇
- (1) 香田電気工事店代表者ご令室逝去
  - (2) 貸付報告 九社 三四〇万円
  - (3) 各支部報告並提案事項 東・西・北支部
  - (4) 支部会議を開催、函館港まつり行事に対する協賛をお願いした。
  - (5) 中渡島支部||泊原子力発電所、札幌コム博、デイバータウン見学会を開催した。
  - (6) 江差支部||北電と合同で安全大会を開催した。
  - (7) 八雲支部 (北松山ブロック) ||慶弔規程を改定した。
  - (8) 福島支部||研修会を開催した。
  - (9) (八雲ブロック) ||ブロック会費を値上げした。
  - (10) 福島支部||支部会費を長期滞納して困惑している。
- 四、総務委員会事項**
- (1) 事務局職員の給与改定ならびに夏期手当の支給について
  - (2) 函館市制施行七十周年記念に伴なう産業経済功劳の感謝状授与について
  - (3) 電気保安功労者の表彰について (詳細別掲)
  - (4) 電気使用安全月間の行事について
  - (5) 平成五年三月新規卒業者の求人について
  - (6) 役員担当業務について
  - (7) 第十回電気工事業全国大会の参加について
- 五、技術委員会事項**
- (1) 引込線工事士の認定者数について
  - (2) 第二種電気工事士試験 (実技) のための準備講習会について
  - (3) 電気使用申込の取扱いについて

### 六、事業委員会事項

(1) 第三者損害賠償制度に係る運用解釈について  
国民年金基金の加入拡大について

(2) 安田企業年金の配当について  
住友グループ共済制度の運営費、事務費について

(3) 介護年金保険 (アメリカンファミリー) について

(4) (3) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(5) (2) (1) て  
北電臨時電灯・電力契約票のシール化について  
第一種電気工事士の定期講習について

(6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
無墜落昇柱法の講習について

### 第五回役員会

#### 一、慶弔報告 なし

#### 二、貸付報告 七社 三一〇万円

#### 三、各支部報告並提案事項

福島支部||十月に老人ホームの電気設備清掃・点検を実施する。

八雲支部||支部役員会を開催、支部創立二十周年記念行事の計画を樹立する。

このほか各支部それぞれ会議を開催した。

#### 四、総務委員会事項

(1) 代表者・住所・所属支部等の変更について

◎(有)明和電設 (八雲支部)

代表者 (新) (旧)

鈴木山哲男

田代島 勝

住所 (新) 山越郡長万部町長万部四一五八四

(旧) 山越郡長万部町静狩一六

○(有)テクセル函館支社 (赤川支部)

代表者 (新) (旧)

佐藤輝夫

住所 (新) 函館市陣川町一三一六

(旧) 函館市上湯川町一三一六

一、オゼキ電工

所属支部 (新) 東支部

事業者台帳の提出について

交通事故防止の徹底について

電気工事業法による渡島支庁の立入検査実施について

### 五、技術委員会事項

(1) 平成四年度年末特別融資の実施について  
事務局職員の燃料手当支給について

(2) 計測器受払業務委託単価の改定について  
平成四年度配電工事及び計器工事単価の改定について

(3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
北電臨時電灯・電力契約票のシール化について  
第一種電気工事士の定期講習について

(7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
無墜落昇柱法の講習について

## 組合員の異動

六、事業委員会事項

(1) 第三者損害賠償制度の配当金について  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

いて

(2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(5) (4) (3) (2) (1) て  
北電臨時電灯・電力契約票のシール化について  
第一種電気工事士の定期講習について

(6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
無墜落昇柱法の講習について

(7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(51) (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(52) (51) (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(53) (52) (51) (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(54) (53) (52) (51) (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(55) (54) (53) (52) (51) (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
函館港まつり一万人踊りパレードの収支決算について

(56) (55) (54) (53) (52) (51) (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
マーケットカードのエラー防止について

(57) (56) (55) (54) (53) (52) (51) (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39) (38) (37) (36) (35) (34) (33) (32) (31) (30) (29) (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16) (15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) て  
第三者損害賠償制度の配当金について

(58) (57) (56) (55) (54) (53) (52) (51) (50) (49) (48) (47) (46) (45) (44) (43) (42) (41) (40) (39)

## 組 合 行 事

7月1日	室蘭協組創立四十周年記念式典に大倉理事長出席（於東室蘭蓬来殿）
3日	青年部役員会
6日	建災防協会函館支部役員会、総会に佐々木(三)理事出席（於建設会館）
7日	新加入組合員業務説明会（於組合会議室）
8日	江差支部北電合同安全大会
9日	港まつり特別委員会
11日	第二種電気工事士試験推進協議会に大倉理事長出席（於北電）
13日	いなづま編集会議
14日	引込線工事士認定講習会（受講者一六名）
14日	東支部会議
15日	八雲支部森ブロック安全衛生協議会研修会
15日	西支部会議
16日	函館地区団体事務長会運営委員会に坂本事務局長出席（於中央会）
16日	北支部会議
17日	中渡島支部とまりん館、コム博見学研修旅行（参加者二三名）
18日	中小企業団体事務長会連合会役員会、総会
19日	に坂本事務局長出席（於札幌）
20日	青年部例会
20日	第四回役員会
21日	港まつり特別委員会
21日	赤川支部会議
22日	第二種電気工事士国家試験（実技）のための準備講習会
22日	道工業組合役員会に吉田副理事長出席（於札電協）
24日	道南木造家屋建築工事等安全対策委員会に佐々木(三)理事出席（於建設会館）
27日	道工業組合役員会に吉田副理事長出席（於佐々木(三)理事出席（於建設会館））

8月1日	函館市制施行七十周年記念式典に大倉理事長出席（於函館市民会館）
3日	電気保安功労者通商産業大臣表彰式において副理事長吉田要氏が受賞（於東京都）
12日	開港百三十三周年記念函館港まつり「一万 人踊りパレード」に参加（詳細別掲）
12日	電気保安功労者北海道通商産業局長表彰式において副理事長佐藤電気工事㈱が受賞
13日	（於札幌市）
20日	海上自衛隊函館基地隊創立四十周年記念式典に吉田副理事長出席
24日	八雲支部八雲ブロック会議
27日	八雲支部北桧山ブロック会議
9月4日	福島支部会議
4日	全道事務局長会議に大倉理事長、坂本事務局長出席（於稚内市）
5日	江差支部会議
6日	陸上自衛隊函館駐屯地記念行事に大倉理事長出席
8日	西支部会議
10日	第五回役員会
11日	東支部会議
17日	赤川支部会議
17日	中小企業団体中央会道南支部勉強会に坂本事務局長出席
17日	赤川支部会議
24日	道工業組合移動役員会に大倉理事長、吉田副理事長出席（於苫小牧市）
25日	北支部会議
25日	中渡島支部会議
7日	渡島支厅による電気工事業法立入検査
7日	無墜落昇降柱法の訓練実施

## お 知 ら せ

◎ 北電配電工事及び計器工事の単価改定  
平成4年度配電工事及び計器工事の単価が次のとおり改定されました。

○ 改定単価（円／点）

配電工事 二三六円（現行二七九円）

低圧計器 一二一円（現行一二二円）

高圧計器 二三一円（現行二二二円）

○ 実施時期

平成4年4月1日以降竣工分から

○ 精 算

平成4年4月1日以降支払済みの工事工量については遡及精算いたします。

9日 福島支部で松前・福島・木古内三町の老人センターの電気設備の清掃・点検ボランティアを実施

14日 函館地区団体事務長会研修旅行に坂本事務局長参加

20日 道工業組合役員会に大倉理事長、吉田副理事長出席（於札電協）

20日 道工業組合厚生年金基金代議員会に大倉理事長出席

21日 渡島支厅による電気工事業法立入検査

21日 第十回電気工事業全国大会に大倉理事長ほか三副理事長、青年部長ほか一名参加

22日 中小企業団体中央会道南支部勉強会に坂本事務局長出席（於拓銀ビル）

22日 八雲支部八雲ブロック会議

23日 組合会計中間監査

24日 建設業交通安全大会に佐々木(三)理事出席（於建設会館）

26日 中小企業団体中央会道南支部勉強会に坂本事務局長出席（於拓銀ビル）

26日 八雲支部八雲ブロック会議

27日 組合会計中間監査

30日 建設業交通安全大会に佐々木(三)理事出席（於建設会館）

# 変更届はおすすめですか?

## 第一種電気工事士の方へお願ひ

電気工事士法第四条の三の規定により、第一種電気工事士には、第一種電気工事士免状の交付日から五年

以内に自家用電気工作物の保安に関する講習を受ける義務があり、さらに当該講習を受けた日以降についても同様の義務があります。

この定期講習は平成五年七月から実施の予定で作業がすすめられて居りますが、この定期講習の案内は、財団法人電気工事技術講習センターより直接第一種電

気工事士の皆さんに直送されることになつて居ります。従つて、第一種電気工事士免状を交付されたときの住所・勤務先等と現在の住所・勤務先等が變つている場合には案内文書が届かず、免状が失効することも考えられます。

変更のある場合は、FAXまたはハガキで左記の内

容を忘れずに連絡して下さい。

- ① 氏名(フリガナ)
- ② 新住所(郵便番号)及び電話番号
- ③ 新勤務先名・所在地及び電話番号
- ④ 免状交付都道府県名および交付番号  
(氏名変更の場合は、新・旧の氏名(フリガナ)をお知らせください。)

### 連絡先

財団法人電気工事技術講習センター

〒105 東京都港区新橋四一四一八

第二東洋海事ビル七階

FAX ○三一三四三五一〇八二八

た。  
講師の皆さんには、繁忙期にもかかわらず一人でも多く合格させたいと、尽力下さり、厚くお礼を申し上げます。

### 講師各位

吉岡成彰氏 岡井好一氏  
酒井大輔氏 鎌哲雄氏  
内藤平西氏 俊行氏  
藤井大成氏 男衛成氏

日(学科)と七月二十六日(実技)にそれぞれ実施されましたが、組合ではそのための準備講習会を学科(六月十日~六月十二日)、実技(七月二十二日~七月二十四日)にわけて開催いたしました。

今年は例年より受講者が多く、学科については四十二名(うち部外者一名)、実技については三十七名(うち部外者二名)が合格を目指して熱心に受講しまし

現行の『臨時電灯・電力契約票』については、以前から書いた文字が見えなくなる(日光で焼ける)、強風により外れる等の問題点が指摘されており、その対策として、今後左記のとおり進めるここといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 一、対策

『臨時電灯・電力契約票』をシール式にし、防水ボックスに張り付ける。

#### 二、契約票

##### 別図のとおり

#### 三、実施時期

平成四年下期以降。

ただし、現行契約票の在庫があるうちは、在庫がなくなり次第とする。

北海道電力株式会社

## 臨時電灯・電力契約票

殿	
電気扱	
電局	
定額制	
電灯 (甲)	V/A KVA
電力	KW (低・高)
ご使用期間 No.	
月 日	承認印
月 日	

1. 契約票は見やすいところに取付けてください。
2. ご使用期間およびご使用設備を変更するときは事前にお申込みください。
3. お申込み以外のご使用はかたく、お断りいたします。
4. 本票に受付番号および印のないものは無効といたします。
5. 使用期間が終了したときは廃止の届出をしてください。

北海道電力株式会社

## 臨時電灯・電力契約票 のシール化について

◎

通商産業大臣表彰

## 電気保安功労者の表彰

(個人の部)

吉田要氏



佐藤征次氏

(営業所の部)

佐藤電気工事株式会社

通商産業省主唱の電気使用安全月間が八月一日より一ヶ月間全国一斉に展開され、これに因んで八月三日電気保安功労者の通商産業大臣表彰式が、東京都の虎ノ門バストラルで行なわれ、副理事長・函館拓北電業株代表取締役吉田要氏が晴れの栄誉に輝きました。

今年度、個人の部で大臣表彰を受賞したのは、全国で二十名、北海道からは同氏一名のみでした。

氏は、永年に亘り北海道電気工事業工業組合の役員として、又当組合の副理事長の職にあって、保守保安の運営ならびに業界の指導に尽力された功績が認められたもので、ご当人はもとより当組合としても慶しいことであり、衷心よりお祝いを申し上げます。

(営業所の部)

佐藤電気工事株式会社

去る八月十二日札幌市の共済ビルで開催された電気安全大会において表彰されました。

これは、電気安全について毎年に亘り保守保安の運営ならびに教育が十分に行なわれて居り、他の模範として認められたもので、普段の努力と功績の賜とお慶び申し上げます。

恒

例

## 函館港まつり

### 一万人パレードに参加



コースであるとの意見が多く、山車の製作は三日朝から人員を増して間に合わせるとの結論で、昨年同様三日の十字街コースに参加、踊りは『電線マン踊り』となりました。

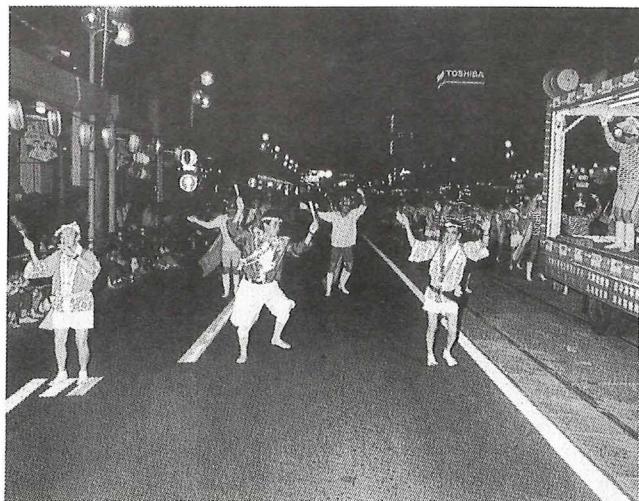
青年部を含めて各分担を決め、それぞれ参加者の掌握、電線マンの衣装、山車の製作、各機材の調達等準備にとりかかった。

昨年、ハッピが足りなくて追加、数量を確認したところ百二十五着あつたので十分間に合うだらうと思っていたところが、参加申込者が百四十五名に達し、慌てて大興電機㈱の青柳会長にお願いしてハッピを借りるやら短パン・タスキを調達する一幕があつてことなきを得た。

三日、空はいくらか雲つとはいが雨の心配はない。組合会館駐車場では山車一台、空中作業車二台の飾り付けが手際よくすすめら

一、一月一三日 (株)テクセル函館支社長坂野明 殿ご逝去

## 組合員の消息



れ、『全国電気使用安全月間』『協賛社名』『人材募集』の看板で飾り付けられた三台が正午には勢ぞろいした。昨年のハブニングもあることなので、今年は念入りに点検したところ、山車に積んだ発電機がオーバーヒートして作動しなくなつた。ウォーターポンプから水洩れである。早速機械リース店に連絡をし発電機の取替えが終ったのは午後三時半、お隣りの函館管工事協同組合のおみこし、山車はすでに集合場所へと出発して行つた。

今年から踊りの団体が第一部（函館港おどりグル

ープ）第二部（サマークニバルグループ）第三部（函館いか踊りグループ）となり、当組合は第二部の十六団体中十三番目の出発で、集合時間の六時三十分には車3台、工夫を凝らした電線マン、揃いのハッピ、タンパンを纏つた組合員、家族と従業員、電材問屋関係の参加者約百六十名が勢ぞろい、山車から流れるおなじみの『電線マン音頭』にあわせてトレーニングが始

まり、ようやく身体もあたたまってきた。  
佐藤副理事長の声がマイクを通して一段と大きくなり、いよいよ組合の出発のときがきた。

組合名の横断幕を先頭に揃いの浴衣に御用提灯を持った大倉理事長、吉田、佐藤副理事長が横一列に並び進む。『電線マン』を乗せた山車が『全国電気使用安全月間』のPR文句のあとに『電線マン音頭』を流し踊り手約百五十名が縦七列に並び踊り歩く。後方からは二台の空中作業車が4基の水銀灯であざやかに浮き彫りに照らす。

沿道を埋めつくした黒山の観衆は、寒さをしのぐためヤッケや毛布に身を包み通り行く山車に拍手をおくっていたが、お馴染の我が組合が近づくと車道に出て来て踊り出し、遂には一人の外国人女性が組合の中に入り込み、見様見真似で踊り出す一こまもあり、いや

がうえにもお祭り気分を盛りあげる。  
途中、三興電機株、日本電機保全株からビルの差し入れを受け、駅前交差点に入ると観衆は一段と張れあがり、佐藤副理事長の声もスピーカーから流れれる『電線マン音頭』も観衆の拍手と声にかき消され、組合の後列までは届かない。

この一万人パレードの参加にあたり、在函各支部組合員、電材問屋、メーカー各位には協賛金のほか各種器材、車の貸與をはじめ準備中の労力、当日の参加者など絶大なるご協力ご支援を賜わり、又関係者・青年部会員のご尽力に対し、心より感謝と御礼を申し上げます。



## 中国文化のルーツ 日本文化のルーツ(七)

平沼娟子

### 暦法

中国の天文暦法はきわめて古い歴史がある。これを文献上だけでなく、小数民族の伝承によって検証しようという試みが研究者によつて進められた。

伝説によると上古時代、中国の東方に一つの強大な部落があつた。その首長は『太昊』（太陽神を意味する）と呼ばれ、その後継ぎは『小昊』（小太陽神を意味する）と呼ばれた。この部落は泰山周辺の地域を支配し、その勢力は東は黄海沿岸にまで及んだという。又、他の伝説には『夏』代以前の堯帝のとき、天文学

者の『羲仲』（ギヂュウ）が近海の東に派遣され、春の播種時を定めるため日の出の祭祀を司つたという。これらの伝説を裏づけるように、山東の黄海に臨んだ地域で大いに研究に値する四・五千年前のそれらしい遺跡が発見され、そこから祭祀用の広口陶尊（中国古代の酒器、祭祀用）が出土した。

この陶尊には農具や天文に関する文様が刻まれており、その中に三つの部分（上部は日の出、下部は連山、中間は火にも雲にも見える）のがあつた。はつきりとした線で刻まれたこの文様には『あかね色』がほど

こされており、海辺に昇る日の出の光景を連想させるものであった。中国訓詁学者（古代の文字の意味を解する学者）于省吾は、「この文様は大地から昇る日の出を表す『旦』という字を描き出したものだと解釋している。

さて、陶尊になぜこのような文様が描かれたのか、これは太陽をあがめ祀った遺跡の一つと思われるが、それにも先祖たちはなぜこのように太陽を崇拜したのだろうか。次のような伝説がある。

「むかしむかし、天と地がやっと出来たばかりで世界がまだ混沌としていたころ、始に月が生まれ暗黒の世に光をもたらした。でも月は一人ぼっちだったの寂しくてたまらない。そこで月は星をよんで来た。大空は光り輝き大そう脳やかになった。でも地上はどうだらう。地上はひんやりとして冷たく光る石ころや砂があるだけで、死が地上を支配していた。そこで月は又太陽を招いた。太陽が昇るとあたり一面は光に満ちあふれ、大地はうるおい、草木は芽をふき枝をのばした。生きものもあい次いで地上に遊びはじめこの世は活気に満ちあふれてきた。最後に人間がこの世におりた。子供を生み育て大地を耕した。ほら、今でも生きているものは皆太陽なしには生きていけないだろう……。」

この物語は一九七六年、雲南省で天文学の起源についての調査を行なった時、ハニ（哈尼）族の古老が語ってくれたものである。文学的な擬人法を用いて万物をあまなく照らす太陽の神秘的な力をいきいきと描いており、原始社会でわれわれの先祖たちがなぜ太陽を崇拜したかをよく物語っている。

それは果たして宗教的な迷信でしょうか。決してそうではなく、古代中国の化学が道士の術法であったようではある。天文暦法も神秘的などころがある。

太陽の出入を『一日』という。これは天文暦法の上で最初にあらわされた時を計る自然の単位である。この考えは人類の始めからあった。古代（日本でもそうだ

が）は『日の出とともに働き日ぐれとともに休む』ことが自然の哲理であった。天文暦法における年・月などの基本概念は新石器時代の初めごろ生まれたものと出を表す『旦』という字を描き出したものだと解釋している。

原始農業を営む民族にとって『年』という概念は農作物の成長とつながりがあり、かつて台湾の高山族は『粟の収穫期から次の収穫期までを一年』というとしている。三千数百年前の『商』の時代においても同様の考え方であった。また、牧畜地域では『年』は牧草の成長と関連して考えられた。『青々とした高原の草はひととせに、ひとたび生えひとたび枯れる』。つまり草が芽を出し枯れる迄が一年である。古代の遊牧民達は草が生え枯れることで年を数えた。年令を言うのに『私は青草が何回芽を出すのを見た』などという。

漁獵民族にあっては主要な獲物の活動法則と関連して数えた。毎年『鮭』を取るとその鮭の頭をつるしてその数で年をかぞえた。このように『年』の概念については動植物の生殖、生長周期に関連があるという事はあきらかである。これは人類の主要な生産活動の周期とも重なるものだと言える。そしてこの周期は地球が太陽の周りを回る周期を反映している。

農業や牧畜業の生産は周期性を持つてはいるが、その段階の分け方は年によって異なった。

中国雲南省のリースー族の古い暦法では、一年十ヶ月の周期である。それは(1)花開く月(2)鳥鳴月(3)野焼月(4)飢餓月(5)採集月(6)収穫月(7)酒醉月(8)狩獵月(9)年越月(10)家を建てる月の十ヶ月である。月々の日数も長短まちまちではつきりした決まりはない。例えば今年は不作で食糧の収穫が振るわなかつたとすると、翌年の飢餓月は繰りあげられた。この方法は『月のみちかけ』に關係なく、自然の移りかわりや生産や生活のリズムによって形づくられていった。それは又口承文字ともいいうべき『野良歌』や『生産歌』によって、代々語り伝えられ農作業のメラスとなつた。

ハニ族に次のようなのがある。

……ロラー月になつたら竹はすぐすぐ葉がしげる。

そうなつたら若者は山遊びを取りやめて、娘たちとの語らいもしばらくやつてはおられない。稻穂

が実り野良仕事は忙しい

このような野良歌が事実上の自然の暦となり、やがてこれが文字で書き記されて初期の成文化された暦となつた。中国の古暦はこのようにして作られた。

リースー族は一年十ヶ月にわけたがこれは最も原始的なものである。このほか月の『満ち欠け』を基本とした『太陰暦』がある。これは満月或いは新月が昇る時を一ヶ月とした。たとえば取り入れの後に来る満月の時を一年、すなわち新年とした。しかし、これも十二ヶ月、ひと月を三十日とは決めていない。

原始的な暦法では自然現象をもとにして『年』を知る『太陽暦』と月の形相に基づいて『月』を数える『太陰暦』との間にはきちんととした倍数関係がなく、毎年十一日ほどの差が生じたが曆法に関する智識がなかつたので、詳細に観察し計算することもせず、その為

『年』と『月』の関係に問題があることにも気づかなかつた。

生産の発展とともに人々の計数能力が高まる同時に、観察力も高まり問題点に気づくようになった。ある年の一月、ちょうど満月の時桃の花が咲き魚が流れをさかのぼつて来た。ところが別の年の一月、満月を迎えたが桃の花は咲かず魚も流れをさかのぼつて来ない。自然の推移が一回りする一年の周期はなぜ十二回ある月の『満み欠け』とあわないのか。春の播種時はどうやって決めたらいいのか、生産実践の中で問題が生じ人々はその解決を迫られた。

雲南省南部にある『西盟山のワ族』の老人の話によると、彼の若い頃の話として、ワ族には古くから伝わるいくつかのしきたりが尊重されていた。毎年二月の種まきの季節が近づくと、オンガカ部落の長は川のほとりに立つて魚は流れをさかのぼつたか、野蜂は飛んで来たかを観察する。もし魚がまださかのぼつて来ず野蜂も飛んで来なかつたら彼は部落に帰り、その年は

もう一度『二月』を過す・と皆に告げる。また、ユエソング部落の長はワ曆の四月を過ぎると桃の花を見に行く。もし桃の蕾が開いてないと彼はこの年を『奇怪な年』として全部落に対し、今年は一ヶ月多く『怪月』を過すと宣言する。

台湾蘭嶼のヤミ族は飛魚の漁獲がすむと新年を過す。一年を十二ヶ月に分け、新月が昇る時を月始めとし、十二月を『石落ち月』といった。その意味はその月に石が地上に落ちるよう飛魚の漁獲作業が終るという事である。そして『石落ち月』が終ったのに、まだ飛魚を獲り終らない時はもう一回『舟を浮かべる月』といふのをプラスした。

このような事から生産の中で生まれた問題は、生産の中で解決した。『怪月』や『舟を浮かべる月』は、原始曆法での『置閏法』(閏月・閏日を設けて調節する法)の始まりである。そして、それは原始曆法の太陰太陽曆の原型が生産実践に促進されて形成されたことを示している。

さて、リースー曆、ワ曆、高山族の曆法、ヤミ族の曆法はそれぞれの特色を持つてはいるが、つまりは自然の推移を観察して農期を決める自然の曆である。このような事は日本でもある。高山の山肌に残雪が馬の形になつたら何を撒く、島田まげの形になつたら畠に出るなどと中部山岳地帯では現在農耕でなく觀光資源になつてゐるらしい。

こうした自然の曆には時として欠点がある。次の話は星の位置で農耕を始めた原始より一步進んだ話である。

—わしらジノ人は一体いつごろから作物を植え始めたのか誰も知らない。種まきの仕方とか、二十四節気を決める方法はみなご先祖から受け次いで來た。節気が近づくと年寄りたちは『筈』を見てこい。筈が鉗の柄の高さまでのがたら種まきだ」といつた。

だが雨の降り具合や土の善悪で筈ののが違う。だから筈に合わせて種まきをすると時には

不作の時もある。そんな時はすき腹をかかえて過ごさなくてはならない。そんなわけでわかつた事がある。お星さまは筈より信用出来るつてことを

空にはよく光る星が三つ、一列にならんで光っている。それをわしらは糸巻星と言つた。この糸巻星を頂きにしてすぐ下に小さな星が三つ光っている。これを小糸巻星と呼んだ。そして反対側の離れたところに一かたまりの星があるのをニワトリの巣星と呼んだ。毎年種まきの季節になると太陽の沈むころ、これらの星は地面から三人分の背丈を合わせたぐらいの高さの西の空に光り始めると示している。

さて、リースー曆、ワ曆、高山族の曆法、ヤミ族の曆法はそれぞれの特色を持つてはいるが、つまりは自然の推移を観察して農期を決める自然の曆である。このような事は日本でもある。高山の山肌に残雪が馬の形になつたら何を撒く、島田まげの形になつたら畠に出るなどと中部山岳地帯では現在農耕でなく觀光資源になつてゐるらしい。

こうした自然の曆には時として欠点がある。次の話は星の位置で農耕を始めた原始より一步進んだ話である。

—太陽神はじつに働き者だ。毎日、天空に顔を出しそうなかな味がある。

雲南省瀘滄県にあるムガ人民公社に伝わる昔話は、段階に入つて天文学研究の広い分野を切り開いていった。

これは、曆法の歴史上で一つの大きな進歩である。即ち自然現象から星の動きによって決めるようになつた。やがてこうした天体観測による時間測定は新しい段階に入つて天文学研究の広い分野を切り開いていった。

ハニ族は、昔棒の影の長さで時間を測定したと言われる。棒に刀でたくさんの線を刻みつけ、その棒を部屋の中のいつも太陽のあたるところに立て、太陽のさす位置の変化によって、一年の季節の変り目を知り、又棒の影が地面に置く位置と位置の移動によつて時刻を知つたとも考へられる。

が、この棒が『日時計』の一種であることは歴然としている。この棒は日時計の一種である『圭表』と『日晷』の役目を果していた事はあきらかである。歴史をさかのぼれば『圭表』は棒から発達して来たという事が出来る。

中国の天文学史上『圭表』の発明は太陽曆の原始的な形態と言える。『書經・堯典』には『基は三百有六旬有六日、閏月を以つて四時を定め歲を成す』といふ一文がある。これは中国の太陽曆が正式に出来た最初の最古の記録である。

さて、書經が書物として成立したのは大分後のことであるが、太陽曆は中国文明のあけぼのと共に出現した事はたしかである。中国天文学を振り返つて見るとそれは他のすべての科学と同様に、生産実践に根ざしたものであり、社会経済と密接なつながりを持つものである。人々がそれに目をつけた時、それは巨大な生産力となり、社会経済発展の先達となつた。

東南のロデ部落から昇るようになる。これがつま

り一年なのだ。

太陽が一回りするこの物語は寓話に神話をかみ合わな。空にはよく光る星が三つ、一列にならんで光つてはいる。それをわしらは糸巻星と言つた。この糸巻星を頂きにしてすぐ下に小さな星が三つ光つては、多分それぞれ冬至と夏至にムガ公社から見て太陽が出没する地点だったと思われる。この物語の生まれた時代、この地のラーフー人には冬至・夏至という科学的概念はなく、又太陽回帰の理論があつたとは思われないが、しかし、その萌芽状態にあつたことは想像出来る。

くるムガ人民公社の東南、西南、東北、西北の四部落は、多分それぞれ冬至と夏至にムガ公社から見て太陽が出没する地点だったと思われる。この物語の生まれた時代、この地のラーフー人には冬至・夏至といふ科学的概念はなく、又太陽回帰の理論があつたとは思われないが、しかし、その萌芽状態にあつたことは想像出来る。

は、多分それぞれ冬至と夏至にムガ公社から見て太陽が出没する地点だったと思われる。この物語の生まれた時代、この地のラーフー人には冬至・夏至といふ科学的概念はなく、又太陽回帰の理論があつたとは思われないが、しかし、その萌芽状態にあつたことは想像出来る。

「最低賃金を守りましょう」

## 北海道の最低賃金

### 地域包括最低賃金

平成 4 年 10 月 1 日発効

最低賃金の件名	最 低 賃 金 額		適用労働者等の範囲
	日 額(円)	時間額(円)	
北海道	<b>4,331</b>	<b>542</b>	全産業の全労働者に適用されます。 ただし、下記の産業別最低賃金が適用されるものは除きます。

### 産業別最低賃金

平成 4 年 12 月 1 日発効

最低賃金の件名	最 低 賃 金 額		産業別最低賃金の適用が除外される者。(上記の北海道最低賃金が適用されます。)
	日 額(円)	時間額(円)	
乳製品、糖類 製造業	<b>4,777</b>	<b>598</b>	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者
鉄鋼業	<b>5,096</b>	<b>637</b>	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 ※「鍛鋼・鍛工品・鋳物製造業」「銑鉄鉄物製造業」又は「その他の鉄鋼業」に係る者は、北海道地域包括最低賃金が適用されます。
電気機械器具 製造業	<b>4,839</b>	<b>605</b>	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 ※「発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業」又は「電球・電気照明器具製造業」に係る者は手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者は、北海道地域包括最低賃金が適用されます。
鋼船製造・修理業 船体プロック製造業 舟艇製造・修理業	<b>4,892</b>	<b>612</b>	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

●各労働者の賃金は、次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- 1) 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 3) 1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 4) 時間外、休日労働に対する賃金など

●最低賃金はパートタイマー、臨時、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

●最低賃金の日額・時間額は次の区分により適用されます。

日額………賃金の大部分が月・週・日によって定められている者。

時間額………賃金の大部分が時間によって定められている者。

※ 最低賃金額以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となり、処罰されることがあります。

### 労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きはお済みですか

労働者を一人でも雇用する会社・商店などは、必ず労働保険に加入しなければなりません。

最低賃金又は労働保険についての詳しいことは、

北海道労働基準局(電話011-709-2311番)若しくは最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせください。

時代の変化にこたえる感性  
綜合販社

## 東芝E&S北海道株式会社

函館支店

040 函館市大繩町二十二番十四号  
電話 四一一二二四一

A&i  
快適を科学します

## 松下电工株式会社

函館出張所

函館市西桔梗町五八九番地一〇七  
電話 函館 四九一五一五二五

工事材料・電化製品

## 丸晃電気株式会社

函館市西桔梗町五八九一四九  
電話 四九一一三一三

電気設備機器資材の総合卸商社

## 大興電機株式会社

本社 函館市西桔梗町五八九一〇七  
電話 (代)四九一六二二一〇七  
山越郡八雲町内浦町一〇〇六九番七

営業所

電設資材・機電総合卸

## 進和電機株式会社

040 函館市松川町三四一三  
電話 四二一六二二三一

未来環境を語る・造る

## 株式会社工函三業ヤ

函館市富岡町一丁目四一七  
電話 四三一三〇一一(代表)  
本社 札幌・営業所 銀河、苦小牧

電気工事機材  
音響通信機器  
総合商社

## 石垣電材株式会社

支本  
函館営業所  
040 063 060  
函館市中央区北六条西二二二二  
○市一市一新中野町二一九二一  
三中中四中八島五町三四一丁目一  
五町五五六一丁目一  
四番四一三番二一  
二一三番二一  
二五番二番  
代号代号代号代号代号代号代号代

日松立電工  
(株)代理店  
特約店

## 北進商事株式会社

F電函館市  
A電話市  
X的場  
五五  
五五  
五一  
三一  
七二  
四〇  
一五  
号